

## 東日本大震災からの復旧・復興に向けた対応について

東 北 部 会 提 出  
説明担当 塩竈市

東日本大震災の発生から 1 年 7 ヶ月が経過し、被災自治体においては、今後の迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、未だ残る膨大な災害廃棄物の処理、ライフライン・公共施設の復旧、住民の集団移転、農水産業の再生、宅地被害や地盤沈下への対応、被災者の生活再建や被災企業への支援等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題や農水畜産物の汚染への対応等、解決すべき課題が数多く山積しております。

国においては、発災以来、国難とも言うべき大震災からの復旧・復興に向け、種々の支援策が実施されており、平成 23 年 12 月には、「東日本大震災復興特別区域法」が成立し、復興特区制度や復興交付金などの新たな枠組みが創設され、さらに、平成 24 年 2 月には、「復興庁設置法」に基づき、復興庁が設置されたことにより、被災地の復興がより加速するものと期待されるが、復興の進捗が遅れることがないよう、被災地の要望を丁寧にくみ取り、迅速かつ柔軟な対応を講じることが重要であります。

また、施策の具体的制度運用に当たっては、被災自治体が地域の実情に応じた各般の事業を主体的かつ有機的に実施することができる、自由度の高い、効果的な内容とすることが必要であります。

よって、国は、被災地全体の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

### 記

#### 1 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- ( 1 ) 今回の大震災により未曾有の被害を受けた被災自治体において、復旧と再建に向けた膨大な財政需要が生じていることから、復旧・復興に必要な予算については、平成 24 年度以降も含め、国の責任において必要な予算総額を十分確保すること。
- ( 2 ) 東日本大震災復興交付金については、上記の趣旨を踏まえ、具体の用途等について、被災地の実情に応じた対応が真に可能となるよう、特段の措置を図ること。また、復興特区の創設のみならず、復興の妨げとなる規制の緩和など、被災自治体の実情を踏まえた措置を講じること。
- ( 3 ) 被災自治体における公的資金等からの既存債務について、被災した公共施設等（病院含む。）に係る借入金の特例的な償還免除等、負担軽減措置を講じること。

- ( 4 ) 地方公営企業災害復旧事業債を含む地方債の償還期間の延長や資本費平準化債制度の更なる拡充等、下水道事業における資金不足対策を講じること。
- ( 5 ) 国庫補助・負担金や交付税について、災害に係る復旧・復興及び援助活動等の災害対応のための財政需要の増加及び被災者に対する減免措置等による減収等を考慮し、地方の資金需要に臨機に対応する措置を講じるとともに、国直轄災害復旧事業費にかかる地方負担金についてその負担を免除すること。

## 2 原発事故の影響等への対応

- ( 1 ) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体に対応した分も含め、その全額を国において負担すること。
- ( 2 ) 基準値を超えた稲わらや堆肥等の保管・処分に要する経費については、その全額を国において負担するとともに、それらの具体的な処分方法を早急に提示すること。
- ( 3 ) 放射性物質が含まれる廃棄物等の保管、処分等に係る経費について、既に自治体に対応した分も含め、その全額を国において負担するとともに、汚染の程度に関わらず、処分先を確保すること。
- ( 4 ) ホールボディカウンター等による検査や18歳以下に対する甲状腺検査等の健康調査を実施すること。
- ( 5 ) 農水畜産物等に含まれる放射性セシウム等汚染物質の検査に要する経費については、その全額を国において負担すること。
- ( 6 ) 国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。
- ( 7 ) 腐葉土の生産及び利用自粛に伴う農家等の損失補償について措置を講じるとともに、既に流通している腐葉土に関する検査等の費用についてもその全額を国において負担すること。

## 3 復興庁による支援

被災地の一刻も早い復興に向けて、被災地の実情に応じた、前例にとらわれない迅速かつ柔軟な支援措置を講じること。

## 4 被災者の生活再建支援等

- ( 1 ) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。

- ( 2 )被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、住居の補修・再建に要する資金的な援助、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。
- ( 3 )被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、更なる制度の拡充・弾力化を図ること。
- ( 4 )被災者の生活再建に向け、被災前の所有財産の評価（固定資産課税台帳）に基づいて補償等を行うことができるような制度改善を図ること。
- ( 5 )被災宅地の復旧支援に関して、既存の国庫補助制度の拡充が行われても支援の対象とならない被災宅地については、国において、所有者自身による復旧に対する助成・融資・金利補填等、各種支援制度を創設すること。
- ( 6 )被災市街地復興土地区画整理事業について、補助対象を拡大することや現行補助率を嵩上げすること等の特例措置を講じること。

## 5 地域産業の復旧・復興に対する支援

- ( 1 )震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する国庫支出金制度を創設すること。
- ( 2 )津波により農地や農業排水施設等が壊滅的な被害を受けているほか、農業機械等も大きく被災していることから、これらの早期復旧に向けた支援措置を講じること。
- ( 3 )津波により被害を受けた農地の除塩事業に要する費用について、被災自治体においては災害復旧に要する財政需要が膨大であることから、全額を国において負担すること。
- ( 4 )被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、補助金の一括交付金化を図る等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- ( 5 )地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の補助要件の緩和や予算枠の拡大等の更なる拡充策や当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。

## 6 公共施設等の復旧・再整備

- ( 1 )被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- ( 2 )公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。

- ( 3 ) 支所を含む行政庁舎の機能回復に向け、市町村行政機能応急復旧補助金の補助率を引き上げるとともに、支所を含む行政庁舎の復旧・整備については、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- ( 4 ) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。
- ( 5 ) 被災地の汚水処理施設において暫定処理により増加する費用に対する支援制度を創設するとともに、被災自治体の財政や下水道利用者の負担軽減を図るため、公共土木施設災害復旧事業として、地盤沈下等で既存の場所に復旧できない場合の移転復旧も土木施設災害復旧事業に認める等、原形復旧の原則に捉われない柔軟な運用をすること。
- ( 6 ) 災害復旧事業における事業実施期間について、被災規模が甚大であることや復旧工事施工者の決定に時間を要することなどから、原則 3 か年に捉われない柔軟な運用をすること。
- ( 7 ) 被災した鉄道路線の復旧・復興に向け、従来の制度を抜本的に改正し、運行主体に対する国の全面的な支援により、被災した鉄道施設を早急に復旧すること。

## 7 被災者に対する社会保障等

- ( 1 ) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の急増が見込まれることを考慮し、時限的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。
- ( 2 ) 被災した介護保険第 1 号被保険者の経済的損失等による保険料の減少や震災の影響による介護サービス利用者の急激な増加等、保険者たる被災自治体の保険財政運営に対する影響を緩和するために必要な財政措置を講じること。
- ( 3 ) 被保険者の所得の低下や固定資産税額の減少等により、国民健康保険料（税）が大幅な減収となることが見込まれる一方、被保険者の増加に伴い保険給付費の増加が見込まれることから、安定した国民健康保険事業の運営を図るため、平成 23 年度に実施されている国民健康保険災害臨時特例補助制度を継続するなど、被災した被保険者に係る医療費の一部負担金免除及び国民健康保険料（税）の減免に加え震災の影響による被災地の保険者の負担増に対する財政支援を継続して行うこと。
- ( 4 ) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

## 8 医療機関に対する支援等

- ( 1 ) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- ( 2 ) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。

## 9 今後の防災対策等

- ( 1 ) 津波対策としての地盤嵩上げ事業について補助対象とするとともに、防災避難道路の整備や堤防の嵩上げについて補助制度を創設すること。
- ( 2 ) 大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設等や、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。
- ( 3 ) 津波対策として、携帯電話を活用した早期避難を促すための仕組みについて、緊急地震速報と同様のシステムを関係機関との連携により開発整備すること。また、GPS 沖合波浪計を用いた「津波防災支援システム」を確立するとともに、沿岸自治体が設置する津波観測計をネットワーク化し、自治体間で活用できるよう財政支援措置を講じること。

## 地震、津波防災対策について

東海部会提出  
説明担当 熊野市

東海・東南海・南海地震の3つが連動した大地震がいつ発生してもおかしくない状況といわれる中、三重県より東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測が公表されました。

沿岸地域への50cm津波到達時間が4分～6分、最大津波高到達時間が11分～13分と極めて早い想定となっています。

東北地方太平洋沖地震震災後の国の対応は極めて遅く、また、市町や県レベルでの災害応急対策には、限界があります。国において地方自治体との連携を緊密にし、早急に地震、津波などの防災対策の強化や被災後の迅速な対応が図られるシステムの確立が急務であります。

国において、下記の事項について、特段の措置を迅速かつ万全に講ずるよう要望します。

### 記

- 1 東海・東南海・南海地震の地震予知、津波観測ネットワークシステムを早急に整備すること。
- 2 「津波防災地域づくりに関する法律」により、津波の防御や対策、土地利用の見直しなどを想定し、海岸堤防整備などの既存対策に加え盛土構造の道路なども津波防護施設に位置づけられたが、必要な対策を速やかに講じること。
- 3 津波浸水区域の避難路、避難タワー、避難マウンド、防潮堤の築造などの整備に対する国の補助制度を充実強化するとともに、民間事業所などを避難場所とする場合の改修に要する費用への財政措置など津波対策に関する補助制度を充実させること。
- 4 早期に安全で、安価な津波避難タワー等の建設を早期に進めるために、国において津波高等に応じた設計指針を確立すること。
- 5 陸の孤島化を防止し、救援、復旧活動のための「命の道」となる高規格幹線道路などについて早期に整備すること。

## 南海トラフ巨大地震対策特別措置法の制定による 津波対策の強化・支援について

四国部会提出  
説明担当 土佐市

昨年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は我が国の観測史上最大の地震と巨大な津波により東日本の広い範囲において甚大で深刻な被害をもたらした。

遠く離れた本市においても幸い人的な被害はなかったものの、床上浸水や養殖漁業においては23億円もの被害が発生した。

また、その後の痕跡調査によって本市における津波高は3.2mもの高さであったことが明らかになった。

一方、今後30年以内に60%程度の確率で発生するといわれる南海地震は海溝型巨大地震と予想されており、その発生確率は刻々と上昇し、東海地震や東南海地震との3連動、さらには日向灘地震を合わせた4連動発生による超広域災害の発生の可能性も指摘され、ひとたび発生すればその被害は甚大なものになると想定される。

本年3月31日には、内閣府有識者会議において南海トラフ巨大地震の地震規模想定をマグニチュード(M)9と発表し、これまでに発生した海溝型地震の最大クラスのものとして設定され、その結果県内のほぼ全域が震度7の揺れに見舞われ、想定津波高は沿岸10市町で20mを超え、最大34.4mと推計されており、本市においても23.9mの津波高が予想されている。

このような巨大地震津波が発生すれば人的、物的被害は計り知れないほど甚大なものとなることが予測される。

そういったことから須崎市をはじめ高知県の各沿岸市町村においては東日本大震災の教訓を踏まえ大規模地震に備えるため防災減災対策に全力で取り組んでいるが、須崎市のような財政基盤の弱い小さな自治体にとっては防災にかかる予算が財政的負担となっているのが現状である。今後発表される被害想定を踏まえた対策を進めるに当たり、それぞれの自治体はもとより国家としても重要課題として認識し取り組んでいくことが急務であると考えます。

そういったなか、本年6月国会に南海トラフ地震対策特別措置法案が提出された。よって、国においては、発生が予想される南海トラフ巨大地震および津波対策のさらなる加速化と「南海トラフ巨大地震への備えは国家的な課題」としての認識のもと、ハード、ソフト両面における抜本的な強化を図るために、早急な法案の成立を行い対策の強化が図られるよう下記の事項について強く要望するものである。

### 記

- 1 防災関連事業における補助率の嵩上及び地方財政措置の充実
- 2 防災減災における緊急対策の実施及び財政支援制度の創設
- 3 特別措置法制定後の補助事業については使い勝手のよいものとする

## 津波警報の迅速かつ正確な情報発信及び津波観測体制の充実について

関東部会提出  
説明担当 逗子市

東日本大震災による津波は、東北地方を中心に太平洋沿岸の地方自治体に甚大な被害をもたらすなど、各自治体における災害対応想定をはるかに超えた未曾有の災害となり、改めて津波の恐ろしさ、事前対策の重要性が再認識されたところである。

一方、太平洋沿岸においては、東海地震、神奈川県西部地震などの切迫性が指摘されており、各自治体においては津波に対する備えが急務となっている。

東日本大震災の際には、東京湾、相模湾沿岸域にも津波警報が発表され、各地で津波が観測された。この際、サイレンによる警報発表の伝達においては、風向きの影響や警報音と音声放送による判別の難しさなどにより、海浜利用者に対する伝達が行き届かない状況も生じている。

神奈川県内の湘南地方沿岸域においては、津波警報等が発表された際に事業者が行政と連携して、オレンジ色の旗を掲出して避難を促す取組みを推進しているが、これは現在の聴覚に訴える伝達手段だけでは限界があり、あらゆる手段を講じた迅速かつ正確な情報発信により津波情報を伝達することが求められるからである。

よって、津波被害を軽減するためには、沿岸住民への迅速な警報発表の伝達に加え、情報の行き届きにくいマリンスポーツ観光客等の海浜利用者への情報伝達の改善が急務であること、あわせて、津波の波高の情報や到達時間等に関する観測体制を強化するとともに、各自治体が行き届く津波対策事業に対する各種取組が円滑に実施されることにより、相乗的に実効性が高いものとなり、海浜利用者及び沿岸居住者等の安全・安心につながることから、次の事項について要望する。

- 1 沿岸域で活動するマリンスポーツ観光客等の海浜利用者には、風向きや波の音で鐘音又はサイレンによる警報が届かないことが懸念されることから、現行のサイレンによる伝達手段の課題等を再検証するとともに、旗など視覚に訴える標識による伝達が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。
- 2 津波による人的被害を最小限に抑えるためには、地域住民や漁業従事者、海水浴場利用者及びマリンスポーツ観光客等に対し、迅速かつ正確な情報の発信を行うことが重要なことから、津波観測体制を強化するため、東京湾、相模湾沖をはじめ、太平洋沿岸の主要箇所GPS波浪計を国において設置し、その観測情報を即時に公表すること。
- 3 各自治体が行き届く津波対策に係る事業について、補助金等の財政措置を講ずるなど、強力な支援体制を整備すること。



## 防災・減災対策の充実強化について

九州部会提出  
説明担当 筑後市

本年7月、九州北部地域はこれまでに経験したことの無い記録的な豪雨に見舞われ、死者、行方不明者がでるなど尊い人命が奪われ、多くの住民が避難指示・避難勧告を受け、避難所などで不安な時を過ごすこととなった。また、河川の氾濫や土石流の発生、道路の冠水や家屋浸水等の甚大な被害が発生し、12市が災害救助法の適用を受けた。

近年は地球規模での異常気象が続いており、今後も同様の災害が予想される中、このような記録的な豪雨から住民の生命と財産を守り将来にわたり安心して安全に暮らせる環境を確保するためにも、治山・治水対策関係事業の更なる充実強化を図ることが喫緊の課題となっている。

また、内閣府は8月29日、東海から九州沖を震源域とする「南海トラフ巨大地震」について、最大238万棟が全壊・焼失するとの被害想定を公表し、津波や強い揺れなどで東海地方から九州までの広い範囲で甚大な被害の恐れがあるとした。これを受けて、地方自治体においては想定に基づいた防災対策の抜本的な強化が迫られ、東日本大震災を越える人的、物的被害の発生が懸念される中で、防災・減災の観点からも、公共施設や社会福祉施設等の地域防災拠点を含めた社会基盤施設の再構築は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、総合的な治山・治水対策のための財源確保及び施策の推進を図るとともに、安全・安心な社会基盤施設の早急な整備に向けて、経済活性化や雇用創出に資することも期待される、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に実施されるよう強く要望する。

## 消防団の充実強化の対策について

東海部会提出  
説明担当 菊川市

未曾有の大きな被害をもたらした東日本大震災において、多くの尊い犠牲を払いながらの消防団の活躍については、国民の誰もが高く賞賛、評価をしたところである。

このような中、地域防災の中核を担う消防団への期待は、ますます高まっている。

それにもかかわらず近年、全国的に消防団員の減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、今後、首都直下型地震、東海・東南海・南海地震など連動大地震の発生が危惧される現状においては、消防団の継続、さらに充実強化は早急な課題と考える。

このためには、地域住民が、災害時における消防団の重要性を改めて理解し、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛の精神を再認識するよう努めていくことが必要であり、議会としても消防団の役割を再認識し、その活動支援に努めなければならない。

そして、行政には、団員の士気向上の相乗効果も期待できる消防団の装備や報酬など、待遇の改善等の対策、また地域住民への消防団活動の周知、協力関係の推進などの速やかな対応が望まれる。

しかしながら、装備の充実や団員の待遇改善などについては、財政状況の厳しい市町村では負担には限界があり、いつ何時起こるか分からない大地震に備えた万全な対策が困難な状況にある。

については、国民の安全・安心を守る立場から国及び都道府県、市町村が一体となった、消防団の充実強化が必要不可欠と考え、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

### 記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、安全対策も含めた装備の充実や更新、消防団屯所の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のための、十分な財政支援措置を行うこと。
- 2 国民に消防団の重要性を理解してもらい、消防団のイメージアップを図ることにより、消防団入団を促すための国主導の全国的キャンペーン等、広報活動を実施すること。

## 北方領土問題の早期解決等について

北海道部会提出  
説明担当 北見市

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、最大の国家的課題であり、永年の国民の悲願である。

しかし、北方領土問題については、日口間交渉により、これまでのさまざまな合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を行うことでは一致しているが、未だ、具体的な進展がない状況である。

このことは、元島民や返還要求運動関係者をはじめ、全国の先頭に立って返還要求運動を67年以上に亘って行ってきた「原点の地」としては、強い憤りと怒りすら覚える結果であります。

特に、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民は高齢化しており、運動関係者などからもこのままでは返還要求運動の風化も懸念されるとの声も聞こえている。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより地域の望ましい発展が阻害されてきており、地域経済の低迷に拍車をかけている状況にある。

このような時こそ、これまでの返還要求運動を総括し、その上で領土返還にむけた戦略的環境づくりの構築を図ることが必要である。

返還要求運動については、国の責任のもと、国民世論の一層の盛り上げや国際世論の喚起を図るために、戦後未解決の問題として、これまでの取り組みを検証し、より効果的に全国民が参加するような運動へと展開していくことが求められている。

このため、特に運動後継者の育成や次代を担う青少年に対する北方領土教育の充実などにより国民世論の喚起高揚を図るとともに、わが国の北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴えるべきである。

よって、政府においては、歯舞、色丹、国後、択捉の四島の帰属に関する問題を解決し、平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、北方領土問題の解決に向けてロシア政府に対する強力な外交交渉を推し進めるとともに、世論の高揚・喚起を図るためのより効果的な返還要求運動を推進するよう要望する。

また、あわせて元島民等の援護対策のための速やかな内政措置の実施とともに、北方領土問題が未解決という特殊な状態に置かれている隣接地域の疲弊の解消のため、国の責任のもとでの施策実施について強く要望する。

## 新たな緊急雇用対策の実施について

東 北 部 会 提 出  
説 明 担 当 能 代 市

平成20年秋のリーマンショックを契機に非自発的離職者が急増し、国では、緊急雇用対策本部を設置して雇用創出事業を実施してきました。平成21年度からは、国の交付金を基に緊急雇用創出臨時対策基金事業・ふるさと雇用再生臨時基金事業を実施し、緊急的な雇用の受け皿として一定の効果をあげました。

また、事業要件の緩和により、重点分野雇用創出事業及び震災等緊急雇用対策事業については、平成24年度までの事業実施が可能となるなど、当該基金事業により、失業者等が民間企業等に有期雇用されていますが、基金事業終了後の継続雇用が見込まれないために、再び多くの失業者が出ることが予想されます。

また、東日本大震災や円高の影響により、誘致企業等の工場閉鎖が相次ぐなど、地域経済に好転の兆しが無いことから、失業者の雇用の場確保のため、次のとおり緊急雇用事業を見直し、新たな枠組みで雇用創出事業の実施を要望いたします。

### 記

- 1 民間企業等に事業委託する場合、委託先に対して一定割合の事務費を支給するなど、受託しやすい環境を創設すること。
- 2 現行では、失業者が通算1年を超えて就業できないこととされているが、雇用期間を通算して制限するような規定を設けないこと。
- 3 設立後間もない企業やNPO等の育成を目的として、委託事業に特化し、ある程度の収益を認める制度を創設すること。
- 4 自治体提案とは別に、民間からの提案枠を創設すること。

## 緊急雇用対策に関わる財政支援について

中国部会提出  
説明担当 山陽小野田市

日本の製造業は、卓越した技術力と、効率的な生産力により作られた優良な製品を、国内市場に供給するとともに、その多くを海外へ輸出し日本経済を牽引しているところである。

このことは、多くの雇用を創出し、人口の定着を安定的なものとすることで、税収の増加や内需関連産業の振興にも繋がっている。

しかし近年は、国外の金融危機に伴う恒久的な超円高や、新興国の技術力の向上などの要因により、多くの国内事業所の業績が悪化傾向にあることが危惧されている。

山口県においては、多くの事業所が操業することで雇用が確保され、地域経済を支えているが、前述の状況により、とりわけ大手半導体事業所が相次いで閉鎖または他社への譲渡計画を打ち出しており、県内で約2,000人の雇用問題に影響すると考えられている。

当市においても、塩化ビニール管を製造する大手事業所が、平成25年3月末までに撤退することが7月中旬に突然発表された。さらに、隣接する他市の半導体事業所が、他社に譲渡及び経営集約することが決まっており、この2社で、100名を超える者の雇用に影響が出ると見込まれている。

については、国は現在の経済情勢に鑑み、地方の人口定住並びに地域経済を継続的かつ安定的にするための雇用対策を講じるとともに、地方自治体が実施する緊急雇用対策についての財政支援を強く要望する。

## 生活保護制度の抜本的な改革について

近畿部会提出  
説明担当 松原市

生活保護受給者は年々増加の一途をたどり、平成23年度には200万人を超えるまでに至っている。その背景には平成20年に発生したリーマンショックから続く不況による企業の倒産やリストラ等を原因とする雇用環境の悪化に伴う若年層の受給者の増加、無年金者等に代表される生活に困窮する高齢者の増加等である。

政府内部において検討されている年金の受給開始年齢の引き上げが現実化すれば、高齢者で生活に困窮する世帯が増加することにより、さらにこの傾向に拍車がかかることが懸念される。

地方自治体においても扶助費が財政を圧迫し、経常収支比率が悪化して財政の硬直化を招いている。ケースワーカーも慢性的に不足し、一人当たりが抱えるケースが増大しているため、過重な負担がかかり十分な調査が行えないため、不正受給が増大する状況となっている。

生活保護は、申請が法定の要件を充たしている限り受給を決定しなければならず、地方自治体が自助努力により節減できる性質の経費ではない。生活保護制度は、基本的な制度設計が昭和25年に制度が創設されて以来60年を超える現在に至るも変わっておらず、上記に掲げたような様々な矛盾・問題点が噴出し、もはや抜本的な見直しが必要な時期に来ている。この制度をこのまま放置することは、地方だけでなく国の社会基盤さえ崩壊する極めて深刻な事態を招きかねない。

そこで、政府におかれては以下の対策を採られるよう要望する。

### 記

- 1 本来は国の事務であることから、生活保護にかかる経費の全額を国庫負担とすること。
- 2 早急に景気を回復させ、雇用環境を改善することで生活困窮者を減少させること。
- 3 現金給付による生活扶助中心の方式を見直し、支援の方式に多様性をもたせること。
- 4 労働能力のある者を早期に自立させる就労支援制度をさらに実効性のあるものにする。
- 5 医療扶助のあり方を見直し、最低生活を保障した上で一部負担の導入も含め適正な診療が行われるように改めること。
- 6 申請者や扶養義務者に対する収入および資産状況に関する地方自治体の調査権限を強化し、対象者の回答を義務化すること。

## 地域の医師不足、偏在の解消について

四 国 部 会 提 出  
説明担当 八幡浜市

平成 1 6 年に現行の医師臨床研修制度が創設され、それまでの研修制度での課題であった研修医の待遇改善、幅広い基礎的臨床能力の獲得、体系的なカリキュラムによる研修成果の評価など多くの成果を上げています。一方で、研修医が自由に研修病院を選択できるようになったことにより、以前に比べ大学医局に医師が入局しなくなり、大学医局自体も医師不足を解消するため、それまで医師を派遣していた関連病院から医師の引揚げを余儀なくされ、現在のような全国的な医師不足、医師の偏在が顕在化することとなりました。平成 2 2 年度には、制度が一部改正され、都道府県ごとの研修医の募集定員が見直され、地域事情が考慮される内容となったものの、指定基準が強化されたことにより、中小病院では研修病院としての存続自体が困難となる等、これまで以上に医師確保が困難な状況になっております。

医師の養成及び配置は、国民の生命と健康を守るための国の重要な課題であるため、医師を安定的、継続的に地域の中小病院へ配置できるよう、大学医局の旧来の機能を回復する、あるいは、各都道府県の地域医療対策協議会等が医師の需給調整を行えるような仕組みを構築するなど、有効な対策を実施していただきますよう要望いたします。

## 定期予防接種および妊婦健康診査に係る財政支援について

近畿部会提出  
説明担当 大津市

インフルエンザ菌 b 型 (ヒブ)・肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチン接種については、平成 22 年に「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金」が創設され、現在、厚生労働省の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種制度の見直しについてを調査、審議され、ワクチンの定期接種化への議論も深められているところです。定期接種となった場合は、さらに市町の接種費用等の増加が予測され、財源確保が困難です。

また、妊婦健康診査費用については、平成 20 年度に創設された妊婦健康診査臨時特例交付金により公費負担が図られ、平成 25 年 3 月まで延長されたところですが、市町独自での制度継続は財政上非常に困難です。

安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、時限措置となっている子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業および妊婦健康診査への財政支援を恒久的な制度としていただきたい。

- ( 1 ) 予防接種法に基づく定期接種となっていない任意予防接種であるインフルエンザ菌 b 型 (ヒブ)・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンについては、定期接種法に位置付け、継続的な接種が行える財政支援措置を講じられたい。
- ( 2 ) 妊婦健康診査臨時特例交付金については、平成 2 5 年度以降も安定的に行える恒久的な財政支援措置を講じられたい。



## こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の法制化を求める要望

関東部会提出  
説明担当 八王子市

国民の「こころ」は深刻な状況にある。平成20年の精神疾患の患者数は、がん、糖尿病、脳卒中、心臓病をしのぐ約323万人に達し、現在も増加傾向が続いている。平成22年5月末、当事者、家族、医療・福祉の専門家及び学識経験者により設立された「こころの健康政策構想会議」は、厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」を提出した。この提言書の中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民全てを対象とした、こころの健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、国民のこころの健康の増進を図るため、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の早期制定を求める。

## 日本海沿岸東北自動車道の整備促進について

北信越部会提出  
説明担当 新発田市

日本海沿岸東北自動車道は、日本海側を縦貫する国土軸を形成する重要な路線であり、北陸、関越自動車道、東北縦貫自動車道と連携し、広域交流の促進はもとより、地域の個性を活かした新しい文化の創造と企業誘致、観光産業の振興など地域経済の発展に大きく寄与するものであります。

当路線は並行する一般国道7号等の交通混雑の緩和や新潟都市圏と県北地域との経済交流等による地域活性化を図る重要な路線であるとともに、県北地域の救命救急医療や災害時の支援物資の輸送に重要な役割を担う「命の道」でもあります。

これまで従来の有料道路方式で整備が進められた新潟中央JCT～荒川胎内ICまでに引き続き、新直轄方式で整備を進めてきた朝日まほろばICまでが平成22年度中に供用開始され、これにより整備計画区間については全線完了しました。

その先の新潟・山形県境区間である朝日まほろばIC～あつみ温泉IC間についても、本年1月23日には、計画段階評価を終了し、Bルートに決定。7月27日には都市計画決定に向けて、関係機関との協議に着手することとなりましたが、工事着手の目途は立っていないという段階にあります。

高速道路はネットワーク化されて初めて最大の効果を発揮するものであり、その整備に当たっては、短期的な経済効率性や採算性の視点からだけでなく、国づくり、地域づくりに果たす役割・必要性など十分に考慮し、長期的な視野に立って整備していくことが重要であります。

また、この度の東日本大震災では、港湾をはじめとする社会資本整備が太平洋側に偏り、東北地方における災害時のリスク分散や代替機能の確保が不十分であることが顕在化しました。そのため、今後は日本海側の物流機能の重要性を認識し、バランスの取れた社会資本の整備が必要であると考えます。

迅速な物流輸送や安定した物流を確保するために、日本海側の基幹交通ネットワークの確立が急務となっております。日本海側と太平洋側の国土軸を均等に整備することにより、両者の補完体制も整い、災害に強い国土の形成、更には強固な経済基盤を構築するものと考えます。

このようなことから、県北地域にとって必要不可欠である高速自動車道について、下記のとおり整備促進を図られるよう強く要望いたします。

### 記

- 1 新潟・山形県境部の「朝日まほろばIC～あつみ温泉IC間」において、新規事業化を早期に実現すること。

## 高速道路等の交通網の整備促進について

九州部会提出  
説明担当 上天草市

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、防災等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、新幹線（九州新幹線西九州ルート）、高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道）及び地域高規格道路の建設促進、早期全線整備を図られるよう強く要望する。

また、沖縄県における新交通システムの導入、観光産業の更なる発展を図るため、沖縄本島南北を縦断する鉄軌道を早期に建設するよう強く要望する。

## 並行在来線への支援措置について

北海道部会提出  
説明担当 函館市

平成27年度には北海道新幹線の新函館（仮称）駅までが開業します。

この開業に伴いJRから経営分離される並行在来線区間は、通勤や通学、通院など地域住民の日常生活に欠かすことのできない大切な生活路線としての役割を担っており、第三セクターによる鉄道運行が決定しています。

また、北海道新幹線は札幌までの延伸が決定され、この区間も開業に伴い並行在来線区間となります。

しかし、現在既に開業している各並行在来線区間は、開業時における施設整備等の初期投資や収益性の低い区間であることなどから極めて厳しい経営状況にあり、地方公共団体の財政状況が厳しい中、今後の鉄道の維持存続が強く危惧されています。

一方で、北海道の並行在来線区間は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、多数の貨物列車が走行する、北海道と本州を結ぶ物流の大動脈であり、国の物流政策上極めて重要な役割も果たしております。

貨物調整金制度が拡充されましたが、貨物列車が運行されていない区間は当該制度の効果はなく、制度拡充後においても並行在来線の運営にあたっては多額の負担が見込まれており、更なる経営の安定に向けた仕組みづくりが必要です。

このことから、並行在来線がJR各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、未だ方向性が示されていない諸問題について、引き続き新たな仕組みを構築していただきたく、次の措置を早急に講じるよう強く要望する。

### 記

- 1．並行在来線存続のため、幅広い観点からの財源確保の方策を検討し、地方負担の軽減等についての新たな仕組みを早急に講ずること。
- 2．並行在来線維持のための地元負担に係る助成措置を講ずること。  
（運営費助成・交付税措置等）
- 3．鉄道資産取得等の初期投資等に対する助成措置を講ずること。  
（起債に対する交付税措置等）
- 4．JRから譲渡される鉄道資産については、無償譲渡、若しくは収益性に基いた価格設定がされるよう、ルール化すること。

## 北陸新幹線の早期整備について

北信越部会提出  
説明担当 あわら市

北陸新幹線は、高速交通体系の柱として日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展には必要不可欠であるとともに、沿線地域のまちづくりと飛躍的な発展を図る上で極めて大きな投資効果をもたらすものです。また、東海・東南海地震等の発生が危惧される中、東海道新幹線の代替補完機能を確保するという見地からも、最優先に整備が進められるべき国家プロジェクトであります。

現在、北陸新幹線は平成 26 年度末の金沢駅開業を控え、長野 - 白山総合車両基地間の工事が着実に進められております。このような中、本年 6 月には白山総合車両基地 - 敦賀間の認可・着工が決定されました。今後は、北信越地域の活性化及び地域経済の発展のためにも早期整備・開業が求められるところであり、さらには早期の東京 - 大阪間のフル規格による全線整備が望まれます。

つきましては、北陸新幹線の整備が一日も早く実現するよう、下記の事項について強く要望します。

### 記

- 1 北陸新幹線の早期整備・開業
  - (1) 白山総合車両基地 - 敦賀間について、一日も早く整備・開業するとともに、南越駅（仮称）の開業を実現すること。
  - (2) 東海道新幹線の代替補完機能の重要性を鑑み、昭和 48 年に閣議決定された整備計画どおり大阪までの全線の整備方針を早期に策定すること。
- 2 敦賀駅開業時における運行本数は、金沢駅までの運行本数と同数を確保するとともに、関西・中京方面への乗り換えにおける旅客利便性を確保すること。
- 3 並行在来線の経営においては、その維持・安定のために必要な支援制度の拡充を図るとともに、沿線自治体の財政負担を抑制すること。

## 地域公共交通の確保・維持に対する支援策の拡充について

中国部会提出  
説明担当 総社市

自家用車の普及等によりバス利用者が減り、全国的に赤字バス路線の廃止が進んでいる。そのため、高齢者等が病院や日常の買い物に行くことが困難となるなど、市民生活への影響が懸念されている。

こうしたことから、市町村では、交通弱者の生活交通確保のため、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなど様々な取り組みを行っているところであるが、これらコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの運行等は、市町村の大きな財政負担となっている。

今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、高齢者をはじめ地域における交通弱者対策として生活交通確保は重要な課題であり、地域の実情に合わせた様々な取り組みが自治体には求められている。

よって、国においては、地域の実情に合った多様な取り組みに対して柔軟に支援いただけるよう、財政的な支援措置も含め、制度等の拡充について強く要望する。